

# 関川村分別収集計画

平成28年4月14日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、関川村の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、徐々に減少してきているものの、これは人口の減少が要因となっているものであり、年間1人当たりの排出量はほぼ横ばいの状態となっている。

一般廃棄物処理を取り巻く状況は、最終処分場の残余容量の逼迫、最終処分場候補地の問題など、廃棄物を取り巻く状況は極めて厳しい状況にある。

本計画は、このような状況において、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1項）

（単位：t）

年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
関川村	146.0	146.0	146.0	146.0	146.0

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、ごみの減量の推進やリサイクルを促進するため各種の方策を実施する。

##### ① 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り込む。

##### ② 過剰包装の抑制

簡易包装の協力店指定制度や優良店表彰制度等を導入するなど、小売店での包装の簡素化を推進する。

##### ③ 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、協力店指定制度を活用した関係者の連携方策等を行い、小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ④ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用販売の促進。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集に係る容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶
主としてガラス製の容器包装	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボールの容器	段ボール
※主として紙製の容器であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装で箱・包装紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料または醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	発泡スチロール製の容器
	※ペットボトル、発泡スチロール製容器以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

容器包装廃棄物の種類	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
主としてスチール製の容器包装	28.2	27.8	27.4	27.0	26.6
主としてアルミニウム製容器包装	7.1	7.0	6.9	6.8	6.7
無色のガラス製容器	30.6	30.1	29.7	29.3	28.8
茶色のガラス製容器	41.9	41.3	40.7	40.1	39.6
その他のガラス製容器	14.7	14.4	14.2	14.0	13.8
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原料がアルミニウムが利用されているものを除く）	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
主として段ボール製の容器包装	40.0	39.0	38.0	37.0	36.0
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料または醤油等を充てんするためのもの	15.5	15.3	15.1	14.9	14.7
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	4.7	4.6	4.5	4.4	4.3
うち白色トレイ	—	—	—	—	—

※全て関川村の独自処理。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
5,902人 (対前年度比)	5,819人 (対前年度比)	5,738人 (対前年度比)	5,657人 (対前年度比)	5,578人 (対前年度比)
98.6%	98.6%	98.6%	98.6%	98.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集・運搬業務は村の責務で実施し、焼却場等では搬入物の中間処理を行う。分別収集は、現行の収集体制で行う。

なお、現在、村の自治会や学校等による集団回収が進んでいる缶類及びビン類等については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるように指導する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集した物は、回収を請負う民間業者の施設で選別、圧縮、保管する。村では、ごみの収集に関して、現在は次のように四種類に分けて、分別収集を実施している。なお、容器包装廃棄物に係る分別収集は資源ごみとして収集する。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 可燃ごみ | 紙類、厨芥、草木類等  |
| (2) 不燃ごみ | ガラス、陶磁器、小型家電製品、有害物質、乾電池、他                         |
| (3) 中型ごみ | 家電製品、家具、木材類、他                                     |
| (4) 資源ごみ | 金属類、びん類、古紙、段ボール、発泡スチロール製容器<br>PET、その他プラ容器、紙製箱・包装紙 |

## 1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7項)

村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備する。

- ・ 自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与などの支援を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年度の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。